

## 香川高等専門学校ネーミングライツパートナー募集要項

香川高等専門学校（以下「本校」という。）は、「香川高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程」（令和7年10月16日制定）に基づき、本校がネーミングライツ事業者に命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、ネーミングライツを付与された事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的として、本校の保有施設やその他財産のネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

### 1. 対象施設

別紙「高松キャンパスネーミングライツ対象施設」及び「詫間キャンパスネーミングライツ対象施設」のとおり

### 2. 募集種別

ネーミングライツパートナーの募集は、企画提案型とします。

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。

### 3. 募集の概要について

#### （1）契約の条件

##### ① 契約の期間

原則3年以上とします。

##### ② ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

別紙「高松キャンパスネーミングライツ対象施設」及び「詫間キャンパスネーミングライツ対象施設」の希望ネーミングライツ料（目安額）を参考に提案してください。なお、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

##### ③ 契約の更新

更新も可能です。

#### （2）応募資格

ネーミングライツパートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規程による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑤ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑥ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規程する政治団体
- ⑦ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑧ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 香川高等専門学校のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

### （3）命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示施設名、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、広告等を含む。）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
  - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるものの
  - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
  - ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
  - ・酒の広告や飲酒を促すもの
  - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
  - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
  - ・個人の名刺広告に関するもの
  - ・取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
  - ・その他校長が表記する愛称として適当でないと認めるもの
- ③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツパートナーからの契約期間中の愛称等の変更はできません。
- ⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。なお、内容によっては、学校の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

- ① ネーミングライツパートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。
- ② 本校は、本校の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
- ③ ネーミングライツパートナー自身もネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業に係る施設の愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料は別途負担となりますのでご留意ください。
- ② 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご留意ください。

③ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。

④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。

⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

⑥ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツパートナーの負担とします。

（6）募集期間

令和8年1月29日（木）～令和8年2月27日（金）

（7）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業実施申込書(別紙様式第1号)
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン及び広告の原案図並びに設置予定場所の現状写真及び設置イメージ

※原案図等が了承されたのち設計図を提出するものとする。

（8）提出方法

提出方法はメール送付、持参もしくは郵送とし、郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び、本校が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

（9）選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、香川高等専門学校ネーミングライツ事業審査会において、「応募の趣旨」、「愛称」、「ネーミングライツ料」、「サイン、広告の設置」、「契約期間」等を総合的に判断してネーミングライツパートナー候補者を選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

また、応募の内容によっては、不適当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

	選定項目	要件、基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	応募資格を満たしているか。	適・否
		過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。	適・否
		経営基盤が安定しているか。	適・否
選定基準	愛称	親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。	適・否
		施設のイメージを損なう恐れがないか。	適・否
		対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	財政的な観点から高額なほど高評価とする。	金額
	サイン、広告の設置	技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。	適・否
		教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。	適・否
		サイン及び広告が適切に施行されるよう計画されているか。	適・否
選定基準	契約期間	愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
		資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	順位
判定			

(10) 選定結果の通知

選定結果は応募者に通知します。

4. 契約の締結及び公表

本校は、ネーミングライツパートナー候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。なお、契約締結後、決定した愛称、ネーミングライツパートナー等を公表します。また、契約更新時には既契約者に優先交渉権を付与します。

5. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、契約期間年度（4月1日から翌年3月31日まで）の5月末までに1年分を一括して納入するものとします。ただし、年度途中に契約期間が開始または満了となる場合、1年分の1/12に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とし、契約開始月の翌月末までに納入するものとします。なお、本契約において、1か月未満の日数がある場合は、これを1か月としてネーミングライツ料を算出します。

## 6. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権、著作権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

## 7. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本校は期間満了を待たずに契約を解除することができるのこととします。また、ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1か月以上前に本校へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。

## 8. 申込書の提出先及び問合せ先

香川高等専門学校総務課総務係

〒761-8058

香川県高松市勅使町 355

Tell 087-869-3811

FAX 087-869-3819

Email soumu@t.kagawa-nct.ac.jp

※本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡願います。申込書の提出がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

## 9. その他留意事項

募集期間内に応募がない施設については、募集期間以降も随時受け付けるものとします。